

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

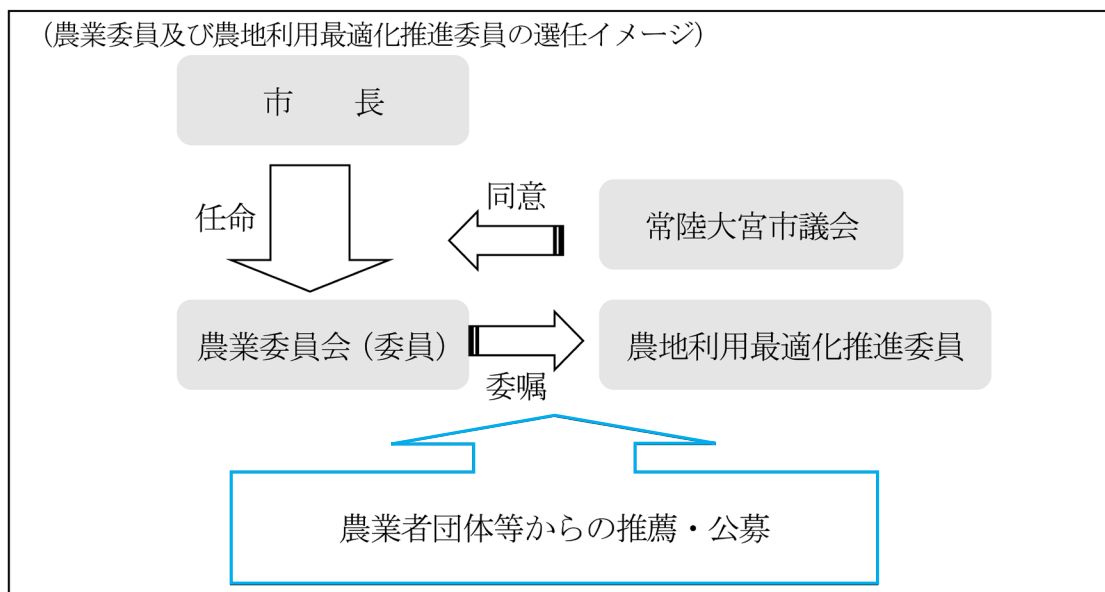
平成27年9月に農業委員会等に関する法律（農業委員会法）が一部改正され、平成28年4月から新制度がスタートします。

大きな改正点は、次のとおりです。

- ①公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命する
- ②農業委員には、利害関係がなく公正に判断できる人や、認定農業者を含める
- ③農業者団体等からの推薦や公募を実施する
- ④耕作放棄地の発生防止と解消を推進する農地利用最適化推進委員を配置する（農業委員会が委嘱）

◎法改正により、農業委員の定数が36名から19名になります。

◎農地利用最適化推進委員の定数は46名になります。



○申込資格等

(1) 農業委員

農業に関する識見があり、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方

(2) 農地利用最適化推進委員

農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

○任期期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日（3年間）

○報酬等

(1) 農業委員

月額:43,000円

主な業務内容：農地法に基づく法令審査、遊休農地の指導・調査

(2) 農地利用最適化推進委員

月額：34,000円

主な業務内容：農地利用の集積・集約化、耕作放棄地解消等のための現場活動

○申込方法 応募届出書に必要事項を記入のうえ、本庁2階農業委員会事務局へ直接お申し込みください。
 なお、応募届出書は農業委員会事務局にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

○募集期間 12月25日（金）～平成28年1月22日（金）8:30～17:15
 （土・日曜日、祝日及び年末年始は除く）

申込・問 農業委員会事務局 ☎52-1111 内線212・213 **HP** <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>